

旅券（パスポート）申請のご案内 (R5.3 改訂)

- ◎申請窓口は、住民登録地により異なります。「申請及びお問い合わせ」(裏表紙)をご覧ください。
- ◎有効な旅券をお持ちの方は「電子申請」も可能です。「切替申請」をお読みください。
- ◎氏名及び本籍地の都道府県名に変更が生じた場合、手続きが必要です。

申請に必要な書類 (次の1~5がそろっていないと申請できません。)

1. 一般旅券発給申請書 1通 ○旅券の申請書には10年用と5年用がありますが18歳未満の方は5年用に限りです。

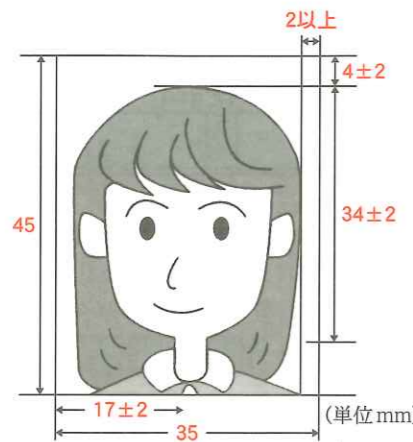
現行の申請書に加え、下記URLよりダウンロード申請書も入手できます。
URL <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

2. 戸籍謄本 1通 ○6か月以内に発行されたものに限りです。
○家族で同時に申請する場合、戸籍が同一であれば、戸籍謄本を1通とすることができます。

※有効なパスポートをお持ちの方は「切替申請」をお読みください。

3. 写真(縦45mm×横35mm) 1枚 (6か月以内に撮影されたもの)

- ※なるべく写真店でパスポート用と指定してお撮りください。
- 申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの。
- ふちなしで左図の各寸法を満たしたもの。(顔の寸法は頭頂から顎まで)
- 無帽であるもの。(申請者(請求者)の申出により、都道府県知事、外務大臣又は領事官が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。)



- *ふさわしくない写真(次の場合は受付できません。)
- ・傷、汚れ、影のあるもの、不鮮明なもの、変色しているもの
- ・画像加工、画像処理したもの、自撮りにより反転したもの
- ・サングラス、マスクなどで顔が確認できないもの
- ・ヘアバンド、大きなリボン等髪飾りをしてしているもの
- ・髪が目にかかっているもの、髪で顔の輪郭が隠れるもの
- ・カラーコンタクトレンズ、瞳の輪郭を強調するコンタクトレンズ、フラッシュによる赤目、目にフラッシュ、ライトの形状が写り込んだもの
- ・眼鏡のフレームが目にかかっているもの、光が眼鏡に反射しているもの
- ・目の周辺に髪、つけまつげ、まつげエクステ等の一部がかかり隠れるもの

※乳児の場合も介添えが写ったものは不可。
※デジタルカメラによる写真については、一般の証明写真(銀塩)と同レベルの鮮明なものに限りです。

4. 申請者本人を確認する書類 (有効な原本を提示。コピー不可)

※氏名、生年月日、住所、性別、ふりがな等が申請書の記載内容と一致しているものに限りです。

(1) 1つで確認できるもの

日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む)、運転免許証(国際、仮免許証を含む)、マイナンバーカード(写真付き)、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、官公庁職員身分証明書、特殊法人等職員身分証明書、身体障害者手帳(写真付き)、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)

(2) 2つ必要とするもの ①と①(例)健康保健証+厚生年金証書(手帳)
①と②(例)健康保健証+勤務先の身分証明書(写真付き)
②と②では受け付けません。

①	◇健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険・船員保険等の被保険者証 ◇共済組合員証 ◇国民年金・厚生年金等の年金手帳 ◇基礎年金番号通知書 ◇被爆者健康手帳 ◇介護保険被保険者証 ◇国民年金・厚生年金・船員保険・共済年金・恩給等の証書 ◇印鑑登録証明書(提出:実印も併せてご持参ください。)	写真の貼ってあるもの
②	◇会社の身分証明書 ◇失効旅券(失効後6か月を超えるもの) ◇公の機関が発行した資格証明書 ◇本籍地の市町村が発行する身分(身元)証明書(提出) ◇学生証	

※小学生以下の方の申請について、法定代理人(父・母等)が同伴または代理申請する場合は、法定代理人の「本人を確認する書類」でも申請できます。

5. 前回取得したパスポート

有効期間内のパスポートは必ず提示してください。又、受領の際にも必ずご持参ください。

受領について

◎旅券は、年齢に関係なく必ず申請者本人でなければ受領できません。受領の際、右の手数料が必要です。	一般旅券手数料	収入印紙	長崎県収入証紙	合計
◎発行の日から6か月以内に受領されない場合、旅券は失効します。失効後、再度申請の際には通常より高い手数料を納めていただきますので、ご注意ください。	10年有効旅券	14,000円	2,000円	16,000円
	5年有効旅券	9,000円	2,000円	11,000円
	12歳未満	4,000円	2,000円	6,000円
	残存有効期間同一旅券	4,000円	2,000円	6,000円

申請についての留意点

代理提出 本人が提出に来られない場合(紛失・焼失の届出、刑罰等に該当、居所申請(下記参照)は必ず本人提出)

- 申請者の指定した者が代わりに提出することができます。この場合、次のことに注意してください。
- ①「申請に必要な書類」を全部持参すること。(本人を確認する書類も必ず原本)
- ②申請書裏面「申請書類等提出委任申出書」に記入が必要。
- ③代理人も、代理人本人を確認する書類が必要。(免許証、保険証など)

切替申請 有効な旅券をお持ちの場合(下記①、②の方については「電子申請」もできます。詳しくは、県ホームページ「長崎県 パスポートインフォメーション」をご覧ください。)

- 次に該当する方は有効な旅券から新たな旅券に切り替えることができます。
- ①残りの有効期間が1年未満となった方。
- ②査証欄に余白がなくなった方。
- ③旅券の記載事項(氏名又は本籍の都道府県名)に変更が生じた方。
(②、③の方は有効期間が同一の「残存有効期間同一旅券」の申請もできます。詳しくは、旅券窓口にお尋ねください。)
- ④有効な旅券を著しく損傷された方。
申請方法は新規申請と同様です。(ただし、上記①②または④に該当する方でその旅券を取得して以降、氏名及び本籍地の都道府県に変更がない場合は戸籍謄本が省略可。)
なお、未成年の方については、前回旅券取得以降、親権者(法定代理人)に変更があった場合等、戸籍謄本は省略できません。

未成年者等 申請者が未成年者または成年被後見人の場合

- 申請書裏面の「法定代理人署名欄」に親権のある父または母(成年被後見人の場合は後見人)の署名が必要です。法定代理人が遠隔地にいる場合は、自署のある申請同意書を添付することで、この署名に代えることができます。申請者と法定代理人の姓が異なる場合は、さらに関係を確認できる戸籍の提出が必要となります。

居所(住民登録地の窓口以外)で申請する場合

- 一般的に長崎県に住んでいる学生・長期出張者や県内に上陸した船員・海外からの一時帰国者等は居住先(通勤・通学を含む)の旅券窓口でも申請できます。(住民票(広域交付住民票可)及び居所(通勤・通学先の所在地)を証明する書類等が必要。)事前に最寄りの旅券窓口へお問い合わせください。この場合、代理提出はできません。

申請及びお問い合わせ

- (長崎県庁ホームページ) <http://www.pref.nagasaki.jp/> → 「目的で探す」 → 「手続き・申請」 → 「パスポートのサイトへ」
- ※1 住民登録地により窓口が異なります。(住民登録地以外の居住地または通勤・通学先の窓口で申請可能な場合もあります。)
- ※2 土・日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)はお休みです。(長崎市窓口及び島原市窓口における土・日・祝日の交付を除きます。)
- ※3 所要日数は当日扱いの申請受付締切時間(下記の★)までに受け付けた場合の日数であり、※2の官公庁の休日を除きます。

住民登録地	旅券窓口	電話番号	受付時間 (★は当日扱いの申請受付締切時間)	所要日数
長崎市	長崎市消費者センター (メルカつきまち4F)	095-829-1550	〈申請〉月~金 9時~17時 ★15時 〈交付〉月~金 9時~17時 〈交付〉土・日・祝 10時~18時	5日
佐世保市	佐世保市役所 戸籍住民窓口課	0956-24-1111 内線2168	〈申請・交付〉8時30分~17時15分 ★12時	7日
島原市	しまばらん窓口 とらっと (イオン島原店内)	0957-62-0600	〈申請〉月~金 10時~17時 ★14時 〈交付〉月~金 10時~19時 〈交付〉土・日・祝 10時~19時	7日
諫早市	諫早市役所 市民窓口課	0957-22-1500	〈申請・交付〉8時30分~17時 ★12時	7日
大村市	大村市役所 地域げんき課	0957-53-4111 内線189	〈申請・交付〉9時~17時 ★15時	7日
平戸市	平戸市役所 市民課 支所、出張所及び連絡所(申請のみ可)	0950-22-9123	〈申請・交付〉8時30分~17時15分 ★14時 〈申請〉8時30分~17時15分	7日 9日
松浦市	松浦市役所 市民生活課 福島支所 鷹島支所(申請のみ可)	0956-72-1111	〈申請・交付〉8時30分~17時15分 (火・木の交付は18時30分まで) ★12時 〈申請・交付〉8時30分~17時15分 ★14時 〈申請〉8時30分~17時15分 ★12時	7日 9日 9日
対馬市	対馬市役所 市民課 対馬市役所 上対馬振興部 市民生活課	0920-53-6111 0920-86-3112	〈申請・交付〉8時45分~17時30分 ★15時	9日
壱岐市	壱岐市役所 総務課(郷ノ浦庁舎2階)	0920-48-1111	〈申請・交付〉8時30分~17時15分 ★14時30分	9日
五島市	五島市役所 市民課 支所及び一部出張所(申請のみ可)	0959-72-6111 内線112	〈申請・交付〉8時30分~17時15分 ★(月~木)12時 〈申請〉8時30分~17時15分 ★11時	9日
西海市	西海市役所 市民課	0959-37-0164	〈申請・交付〉9時~17時 ★12時	7日
雲仙市	雲仙市役所 総合窓口課	0957-38-3111	〈申請・交付〉9時~17時 ★14時30分	7日
南島原市	南島原市役所 市民課(西有家庁舎1階)	0957-73-6647	〈申請・交付〉9時~12時 13時~17時 ★12時	7日
長与町	長与町役場 住民環境課	095-883-1111 内線112	〈申請・交付〉9時~17時 ★15時	7日
時津町	時津町役場 住民環境課	095-882-2211	〈申請・交付〉9時~17時 ★15時	7日
東彼杵町	東彼杵町役場 総務課 総務係	0957-46-1265	〈申請・交付〉8時30分~17時15分 ★14時	7日
川棚町	川棚町役場 企画財政課	0956-82-6116	〈申請・交付〉9時~12時 13時~17時 ★14時	7日
波佐見町	波佐見町役場 総務課	0956-85-2111	〈申請・交付〉8時30分~17時15分 ★14時	7日
小値賀町	小値賀町役場 住民課	0959-56-3111 内線22	〈申請・交付〉8時30分~17時15分 ★12時	9日
佐々町	佐々町役場 住民福祉課	0956-62-2101	〈申請・交付〉8時30分~17時15分 (金のみ 8時30分~19時) ★12時	7日
新上五島町	新上五島町役場 市民生活課	0959-53-1111	〈申請・交付〉8時30分~17時15分 ★14時	9日

問い合わせ先 長崎県パスポートセンター 電話番号 095-895-2121

申請書用紙は絶対折り曲げないでください。